

第七十回帝國議會
衆議院

樺太市制案委員會會議錄(速記)第十四回

會議

昭和十二年三月二十九日(月曜日)午後二時
三十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 野村 嘉六君

理事川崎末五郎君 理事門田 新松君

服部 敦一君 牧山 耕藏君

上塚 司君 片山秀太郎君

石坂 豐一君

同日委員南條德男君辭任ニ付其ノ補闕トシ
テ石坂豐一君ヲ議長ニ於テ選定セリ

三月二十七日樺太ニ衆議院議員選舉法施行
ニ關スル法律案(石坂豐一君外四名提出)ノ
審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

拓務次官 入江 海平君

拓務省管理局長 植場 鐵三君

拓務省殖産局長 萩原 彦三君

拓務省拓務局長 安井誠一郎君

拓務書記官 副島 勝君

拓務書記官 武田 寛一君

樺太廳長官 今村 武志君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金
ノ出資等ニ關スル法律案(政府提出)

樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法
律案(石坂豐一君外四名提出)

○野村委員長 開會致シマス、都合ニ依リ
四時マデ休憩致シマス

午後二時四十分休憩

午後四時三十分開議

○野村委員長 是カラ開會致シマス、既ニ
質疑ガ終了シテ居リマスカラ討論ニ入リマス

○石坂委員 議事進行ニ付テ……討論ニ入
ラレル前ニ、此委員會ニ新ニ併託サレタ法
案ガアリマスレバ、ドウゾ御報告ヲ願ヒマ
ス——報告シテアルデセウカ

○野村委員長 マダシテアリマセヌガ、是
ガ濟ンデカラニシマセウ

○石坂委員 ソレデ結構デス

○野村委員長 牧山君

○牧山委員 本法律案ニ付キマシテハ委員
會モ數回ニ互リマシテ、政府トノ間ニ質疑

應答ヲ重ネタノデアリマス、私共立憲民政
黨ノ同志トシテハ、本案實行ノ上ニ大ナル

疑問ト深キ憂ヲ持ツモノデアリマス、併シ
此點ニ關シマシテハ、過日佐藤外務大臣ガ

出席シテ、言明サレタノデアリマス、即チ
ソレハ日伯兩國ノ國際ノ現狀ニ於テ、政府

出資ノ下ニ斯ル大會社ヲ作ルコトガ、相手
國即チ「ブラジル」國民ノ感情ヲ刺戟シテ、

現ニ一大懸案トシテ横ッテ居リマス所ノ「ア
マゾニア」産業株式會社ノ、百万町歩ノ土地

「コンセンション」ノ問題ニモ波及ラシテ益
此解決ヲ困難ナラシメハシナイカト云フ

心配ラシテ居ル者デアリマスガ、此點ニ關
シテ佐藤外務大臣ハ、用語ノ上ニ於テハ違

フカモ知レマセヌガ、大體ニ於テ心配無
用ダト云フヤウナコトデアリマシタ、私共

多大ノ疑問ヲ持ッテ居ルノデアリマスガ、政
府ヲ代表シ、而モ外務大臣ガ吾々國民代表

者ニ向ッテ、其憂ナキコトヲ言明致サレマス

ル以上ハ、政府ノ言明ヲ信賴致シマシテ、吾

吾ノ杞憂ガ杞憂トシテ終ルコトヲ希望スル

ノデアリマスガ、併ナガラ萬一吾々ノ憂ガ

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)

大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅
法及關稅定率法等)朝鮮ニ於ケル特例ニ關ス
ル件(政府提出)
海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金ノ出
資等ニ關スル法律案(政府提出)
樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案
(石坂豐一君外四名提出)

事實ニ於テ現レタ場合ニ於キマシテハ、外
務大臣ノ責任ヲ追求スルコトガアラウト思

ヒマシテ、其點警告ヲ致シマシテ、贊意ヲ
表スル者デアリマス、ソコデ之ニ關シマシ

テハ、友黨デアル立憲政友會ト共同ヲ以テ、
茲ニ附帶決議ヲ附シタイト思フノデアリマ

ス、其全文ヲ朗讀致シマス

附帶決議

一、現下「ブラジル」ニ於ケル對日關係ニ
鑑ミ外交上些ノ支障ナキヲ期スベシ

二、本會社ノ組織ハ政府出資四分ノ三ヲ
占ムルヲ以テ當然法律ニ基ク特殊會社

トシテ議會ノ協贊ヲ經ベキ性質ニ屬ス
ルモ國際情勢上必要アリトノ政府ノ言
明ヲ認メ本案ハ之ヲ容認スルモ斷ジテ

將來ノ先例トナサズ

三、元來移住組合ノ目的ハ土地ヲ購入シ
移民ヲシテ自作農タラシムル目的ニ出

デタルモノナレバ此ノ事業ヲ繼承シタ
ル本會社ハ其ノ目的ヲ逸脱スベカラズ

四、政府ハ海外移住組合聯合會等ノ過去
ノ成績ニ鑑ミ本會社ノ役員ノ選任ニ當

リテハ深甚ノ注意ヲ拂フベシ

附帶決議ノ此四箇條ニ付テハ、本文ニ明カデアリマスカラ、特ニ註釋ノ必要ヲ認メナイノデアリマス、即チ此決議ヲ附シマシテ、吾々立憲民政黨ノ同志ハ之ニ贊意ヲ表スル者デアリマス

○門田委員 只今友黨ノ立憲民政黨ノ方カラ、牧山君ガ縷々將來ノコトニ付テ御述ニナリ、尙ホ附帶決議ヲ御讀ニナッタノデアリマスガ、政友會ノ方デモ同一ナ意見デ之ヲ認メルノデアリマス、簡單ニ之ヲ以テ贊意ヲ表スル者デアリマス

○野村委員長 他ニ討論ニ對スル御意見ハナイト認メマシテ、是カラ採決ニ入リマス、先ヅ本案ニ付テ採決ヲ致シタイト思ヒマス、本案ニ對シテ御贊成ノ御方ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○野村委員長 全員一致可決サレマシタ、ソレカラ更ニ附帶決議ニ對シテ採決ヲ致シマス、附帶決議ニ御贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○野村委員長 附帶決議モ全員一致ヲ以テ可決サレマシタ、本案並ニ附帶決議共ニ茲ニ全員一致ヲ以テ可決サレマシタ

○野村委員長 此際更ニ樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案、此案ガ併託サレテ居リマス、此案ニ對スル審議ヲ進メタイト思ッテ居リマスガ……

○牧山委員 只今可決サレマシタ附帶決議ノ問題デアリマスガ、本會議ニ於テ政府ノ所見ヲ質シタイト思ヒマスケレドモ、便宜此席ニ於テ政府委員タル入江拓務次官ガ出席サレテ居リマスカラ、政府ヲ代表シテ此附帶決議ニ對スル言明ヲ得タイト思フノデアリマス

○入江政府委員 只今ノ附帶決議ニ付キマシテハ、政府ニ於キマシテ異議アリマセヌ法律案ニ付テ長々シク説明ヲスルコトヲ避ケマス、而シテ本案ニ對スル政府ノ意ノアル所モ承知シタイト思ヒマスカラ、改メテ本會議ニ於テ大臣ノ出席ヲ要求シタ上デ、諸君カラモ十分ノ御質疑ヲ試ミテ戴キタイト思フノデアリマス、唯此際本法律案ハ是デ五回提出スルノデアリマシテ、第五十一議會ニ於テ審議未了ニナリマシタ外ハ、全部本院ヲ通過致シテ居ルノデアリマス、世ノ中ニ一再ナラズト云フコトガゴザイマスカラ、是デ五度目デアリマスカラ、以テ如何

ニ本案施行ノ急務ナルコトヲ本院ガ認メテ居ルカト云フコトヲ御諒察下サッテ宜カラウト思ヒマス、唯樺太ハ外地デアルガ故ニ、選舉權ヲ與ヘスト云フコトニナッテ居リマスケレドモ、吾々ハ彼地ヲ外地トシテ國家ガ扱ッテ居ルノハ、無人ノ野ニ人口ヲ移植スル所ノ其拓地植民ノ必要上之ヲ外地扱ヒトシテ、國運ノ進展ニ寄與スル方法ヲ執ッテ居ル其處ニ居住シテ居ル國民ニ對シテ、參政權ヲ賦與スルコトガ出來ナイト云フノハ、此政治機構ノ問題ト絡ムベキモノデナイト考ヘルノデアリマス、是ガ內務省所管ニ移サレナケレバ選舉權ヲ與ヘスト云フコトハ、ソレハ官廳ノ得手勝手デアッテ、吾々國民トシテ、賦與スベキ權利ヲ抑止スベキ理由ニナラナイト考ヘルノデアリマス、此思想ヲ一ツ打破シナケレバナラスノデアリマスカラ、ドウゾ皆様方ガ一ツ御協力下サイマシテ、本案實施ニ付テ御努力ヲ仰ギタイ、細カイ説明ハ之ヲ一切省略致シマス

○牧山委員 私モ全ク提案者ト同感デアリマス、提案者ハ機構ノ上ニ於テ異ル所ガアルト云フコトデアリマシタ、政務機關ノ組織ガ道府縣ト違ッテ居ルト云フ意味デアラウト思ヒマスガ、一般ノ法律、商法、刑法、民法等悉ク内地同様ニ施行サレテ居ルノデアリマス、司法權モ内地ト統一シテ行使サレテ居ルノデアリマス、而シテ樺太領有ノ當時ニハ僅ニ一万人ノ人口デアッタノガ、今日ハ三十一万ヲ算シテ居ッテ、其三十万ノ大多數ト云フモノハ、内地ニ居ッテ參政權ヲ行使シテ居ッタモノデアリマシテ、政治的知識ニ於テモ、住民ノ大部分ト云フモノハ全ク内地人タル關係ニ於テ——文化ノ程度ニ於テモ何等差別ガナイノデアルガ、唯茲ニ選舉法ガ行ハレテ居ナイ爲ニ、一度稚泊海峡ヲ渡ッテ樺太ニ參ルト、今マデ持ッテ居ッタ選舉權ガ喪失スル、而シテ住民ノ僅ニ千人バカリガ異民族デアルト云フヤウナ譯デアッテ、是ハ當然衆議院議員選舉法ヲ施行シナケレバナラス時期ニ到達シテ居ルト思フノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ施行スル意思アリヤ否ヤ、石坂君モ御述ニナリマシタヤウニ、私モ國務大臣ノ所見ヲ質シタイト思フノデアリマスガ、丁度今其處ニ今村樺太長官ガ御見エニナッテ居リマスカラ、樺太ノ實情ヨリ見タル選舉法實施ニ關シテノ所信ヲ披瀝シテ戴キタイト思フノデアリマス、何時カラ實施スルヤ否ヤト云フコトニ付テハ、アナタモ御答辯ニ相成ルコトハ御困リデアラウト思ヒマスガ、樺太ノ統治ノ上カラ見た關係ニ於テノ所信ヲ伺ヒタイト思フノデア

アリマス

○石坂委員 其御答辯前ニ一寸私カラモ關聯シテ——私本案ニ付テ所管大臣ノ出席ヲ要求シテカラト考ヘテ居ッタノデアリマスガ、牧山君ヨリ進ンデ御親切ナル御質問ガアルヤウデアリマス、サスレバ私モ其御答辯ノ前ニ、一寸伺ッテ置イタ方が當局ノ御便利ダラウト思ヒマス

○野村委員長 本會議ノ都合モアリマスカラ、ソレデハ本日ハ是デ散會致シマシテ、次ノ期日ハ追テ公報ヲ以テ申上ゲルコトニ致シマス

午後四時四十三分散會

衆議院請願委員會議錄第一一回中正誤

頁	段	行	
一三	一	二四	製造 正
一三	三	一三	利用 成長
一三	三	一四	利用 漁業
一三	三	一五	利用 漁業

昭和十二年三月二十九日印刷

昭和十二年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 常磐印刷株式會社